

宇部市地域自立支援協議会就労支援部会

令和7年度「うべ障害者就労ネットサポーター」募集案内

「うべ障害者就労ネットサポーター」制度は、「宇部市地域自立支援協議会就労支援部会」が障害のある人の自立と社会参加を図るため、障害者雇用への理解及び障害のある人の就労を支援することを目的に活動していることに賛同する企業や市民などをサポーターとして登録し、障害のある人が安心して働けるまちを目指すものです。

ぜひ、皆様のお力をお貸しいただきますよう、よろしくお願い致します。

協賛金の活用

皆様からお寄せいただいた協賛金は、障害のある人の雇用と就労を支援するために必要な研修会や啓発活動、定期情報誌を作成するなど、活動経費として活用します。

募集期間

令和7年5月1日(木) から 令和7年6月30日(月)まで
※募集期間終了後も随時、受け付けます。

協賛金額

個人 … 1口 2,000円 法人、団体等 …1口 10,000円 (何口でも可)

特典

- ◇ 宇部市地域自立支援協議会就労支援部会の活動情報の提供
(定期情報誌の送付、行事開催の案内等)
- ◇ 宇部市公式ウェブサイトへの名称等掲載(掲載希望の場合)
- ◇ 各種印刷物、開催行事等での名称等公表など(掲載希望の場合)
※ 公表期間は、当該会計年度の末日まで

登録要件

原則として、山口県民及び山口県内に本店、支店、営業所等がある法人その他の団体等で協賛金を納付する個人・団体等をサポーターとします。

ただし、次の者は、サポーターとして登録することができません。

- ・公序良俗に反するおそれのある者
- ・政治性や宗教性のある団体等
- ・風俗営業及び風俗営業類似の業種
- ・暴力団又は暴力団構成員の統制の下にある者
- ・その他部会長が不相当と認める者

申込方法

別紙「うべ障害者就労ネットサポーター申込書」に必要事項をご記入の上、下記の申込先にメール、FAX又は郵便でお送りいただくか、直接ご持参ください。

宇部市公式ウェブサイト <http://www.city.ube.yamaguchi.jp/> で要項をご確認の上、お申し込みください。

協賛金は、申し込み後10日以内に指定の口座(裏面)にお振り込みください。

宇部市公式ウェブサイトのトップページにある「ウェブ番号検索」に、「1005311」を入力してください。



振込先

- ◇金融機関 西中国信用金庫 宇部支店
- ◇口座番号 普通預金 0458842
- ◇口座名義人 宇部市地域自立支援協議会就労支援部会
(ウベシチイキシリツシエンキョウギカイシユウロウシエンブカイ)

※ 振込手数料はご負担いただくようお願いします。

問合せ・申込先

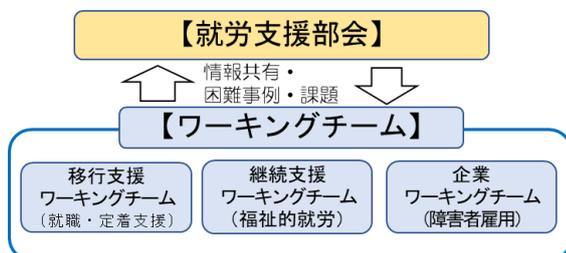
宇部市地域自立支援協議会就労支援部会ネットサポーター事務局
(社会福祉法人むべの里光栄 光栄会障害者就業・生活支援センター)

〒755-0029 山口県宇部市新天町一丁目2番32号
TEL 0836-39-5357 FAX 0836-39-5359
E-mail : syuugyo@mubekouei.com

宇部市地域自立支援協議会就労支援部会とは？

◆ 宇部市地域自立支援協議会就労支援部会

- ・委員構成
企業、相談支援事業所、就労事業所及び行政関係者
- ・ワーキングチーム
移行支援、継続支援、企業の3ワーキングチーム

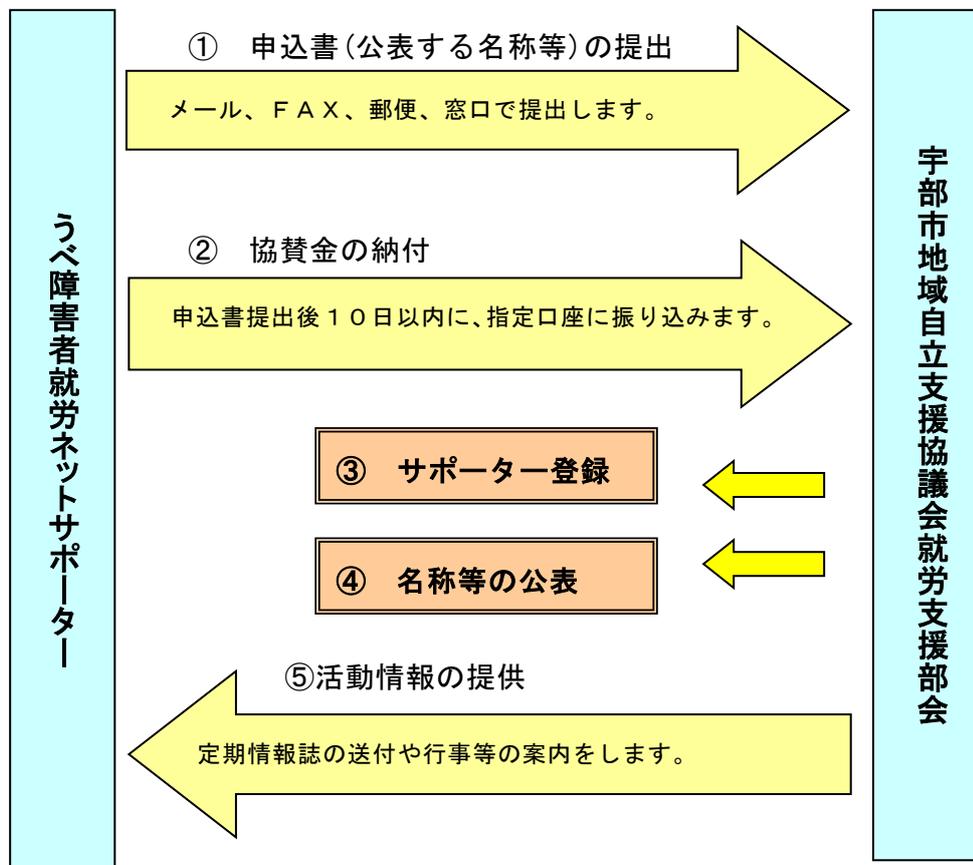


◆ 宇部市地域自立支援協議会就労支援部会の主な活動状況

- ・定期情報誌「ウエルカムジョブ」
- ・障害者雇用実践セミナー(企業・支援機関向け講演会)
- ・障害者雇用企業の紹介
- ・障害福祉サービス事業所の製品等販売
- ・「共同受注」システムの運営

※宇部市公式ウェブサイトでも
ご覧いただけます。

【申し込みの流れ】



【留意事項】

- 振込依頼書の控えを持って領収書とします。
(別に領収書が必要な場合は、申込書に記載欄があります。)
- 公表する名称等のロゴについては、掲載できませんのでご了承ください。

(様式第1号)

うべ障害者就労ネットサポーター申込書

年 月 日

宇部市地域自立支援協議会就労支援部会
部会長 様

申込者 住所・所在地

(団体名)

氏名・名称

連絡先

うべ障害者就労ネットサポーター制度募集要項を承諾し、下記のとおりサポーターの登録を申し込みます。

	項目	内容	
1	協賛年度	年度	
2	区分 (いずれかに○)	個人	企業、団体等(※)
3	協賛金	(個人 1口2,000円) <u>2,000円× 口</u> 計 円	(団体 1口10,000円) <u>10,000円× 口</u> 計 円
4	名称の公表希望 (いずれかに○)	有	無
5	公表する名称等 (20字以内)		
6	領収書の要否 (いずれかに○)	要	否

(※) 個人事業主(店舗等)は企業、団体等を含む。

登録に当たっては、申込書類の内容および協賛金額が、要件を満たしているか審査いたします。サポーターの登録要件などに反する場合には、登録が承認されないことがあります。なお、申込書類は返却いたしません。また、登録申込書類は、登録申込に伴う確認及び事務局からの連絡以外の用途に使用することはありません。